

## 生活保護とスティグマ・再考

—— ホームレス経験のある受給者へのインタビュー調査から ——

山 田 壮 志 郎

### 要 旨

貧困を、物質的な側面からだけでなく社会関係的な側面から捉えた場合、生活保護に対する否定的な世論やメディアのバッシング報道の広がりにより、生活保護受給者のスティグマが増幅することが危惧される。本研究では、ホームレス経験をもつ生活保護受給者7人に対するインタビュー調査をもとに、受給者が抱くスティグマの実相を分析した。ホームレス経験者にとって、生活保護開始時における施設や病院での「惨めな経験」が、スティグマを増長する要因になっていた。また、彼・彼女たち自身が生活保護受給者に対してスティグマを付与する主体になっていることも示唆された。このことは、自らが自らに対してスティグマを付与することを意味しており、結果として常に周囲からの目を気にして暮らしていくことになる。一方、時間の経過や同じ境遇の人との交流を通じて、スティグマは徐々に軽減されていた。しかし、バッシング報道の広がりによって、軽減されつつあったスティグマが再付与されることが懸念される。

キーワード：生活保護，スティグマ，バッシング，ホームレス経験

### 1. 研究の背景

2012年、人気タレントの母親が生活保護を受給していることが報じられたことを契機として、大衆誌における生活保護関連記事が増加した（山田2017）。週刊誌に端を発した生活保護に関するメディア報道は、生活保護受給者に対して攻撃的なものが多く、一連の報道によって「生活保護を受ける人はずるい人、だらしのない人」というイメージが作られた（水島2012）。「生活保護バッシング」と呼ばれるこれらのメディア報道によって、生活保護に対して否定的な世論が形成された。

生活保護制度に対して否定的な世論が形成されることは、次の2つの面でネガティブな影響を及ぼすことになると考えられる。1つは、制度が機能不全に陥りかねないという面である。生活

保護に対して否定的な世論が広がると、受給要件や給付額などを厳格化する方向での制度改革が進められやすくなり、最低限度の生活保障という生活保護の最も重要な機能が後退する可能性がある。実際、生活保護バッシングの広がりを受け、政府は、2013年に不正受給の罰則強化、保護申請時の扶養要請の強化などを内容とする生活保護法の改正や、生活扶助基準の引き下げなど厳格な制度改革を進めた（吉永 2015）。

なお、この時の生活扶助基準引き下げ措置をめぐるのは、各地域の生活保護受給者が原告となって取り消しを求める訴訟が争われている。全国で最初の判決となった名古屋地裁判決（2020年6月25日）は、2012年の総選挙において自民党が生活保護費の10%削減などを政権公約に掲げたことが基準引き下げ措置に影響しているのではないかという原告側の主張に対して、引き下げ措置が自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできないとしつつも、自民党の政策は国民感情や国の財政事情を踏まえたものであって、厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たりこれらの事情を考慮することができるとした。その是非は別として、最低限度の生活費である生活扶助基準の引き下げに「国民感情」が一定の影響を及ぼしていたことは間違いなさそうである。

さて、生活保護制度に対して否定的な世論が形成されることのネガティブな影響の2点目は、生活保護受給者をはじめとする貧困状態にある人々に与える影響であり、本研究はこの側面に焦点を当てる。リスターは、「貧困は、不利で不安定な経済状態としてだけでなく、屈辱的で人々を蝕むような社会関係としても理解されなければならず、「こうした非物質的側面は、貧困状態にある人々と広い社会の毎日の相互作用から生まれてくるのであり、また政治家や当局者、さらにはメディアのような影響力のある機関が、そうした人々のことをどのように語り、どのように扱うかということから生まれてくる」と述べている（Lister 2004=2011: 21、傍点は原文のまま）。メディアや社会から、怠けている人、だらしのない人として扱われたり、「国民感情」の反映として生活保護費が減額されるような経験を重ねることは、生活保護受給者の尊厳を傷つけ、後ろめたさや屈辱感をもたらすことになりかねない。

いや、むしろ、後ろめたさや屈辱感が増幅されるといった方が正確だろう。というのも、もともと貧困状態にある人、とりわけ生活保護を受給している人は、そのような感情を負わされてきたためである。こうした問題は、古くからスティグマの問題として議論されてきた。スティグマは、貧困者や生活保護受給者となることの「汚名」や「恥辱」をあらわす概念であり、貧困や公的扶助につきまとう人々の「マイナスの感情」や「不名誉感」を表現する言葉として用いられてきた（金子 2017: 111）。前述のリスターが、『『同朋市民からの軽蔑のなかに暮らすこと』から生じる尊重・注意の欠如と尊厳の喪失こそが、多くの者にとっての貧困を耐えがたくする』（Lister 2004=2011: 148）と述べたように、貧困研究にとってスティグマはきわめて重要な概念である。

中でも生活保護受給者は、特にスティグマを帯びやすい属性として知られている。「貧しい人は世間から拒否されるのだが、保護を受けている人々は一層拒否される」（Spicker 1984=1987:

113) といわれるように、生活保護受給者は、自力で生活できず社会に依存しているとみなされやすいため、生活保護受給者に向けられる、あるいは生活保護受給者自身が感じ取るスティグマは特に大きい。ジンメルが「社会学的にみれば、貧困がまず最初にあって、それから扶助が生じる…のではなく、扶助を受けたりあるいは社会学的な状況よりしてそれを受けるべき…者が貧者とよばれる」(Simmel 1908=1994: 96) と述べたように、社会関係という文脈においては、生活保護を受給しているかどうかということは、貧困かどうかということにも増して重要な意味を持っている。

このように考えると、生活保護バッシング報道や生活保護に対する否定的な世論、厳格な生活保護制度改革など、生活保護をめぐる近年の動向は、彼・彼女たちのスティグマにきわめて大きな影響を及ぼすものと考えられる。

## 2. 先行研究と本研究の目的

生活保護受給者が抱えるスティグマの実態は、これまでの研究でも明らかにされてきた。やや古い研究では、清水(1986)が東北地方の生活保護受給者51人に対して行った意識調査において、当時マスコミで報道されていた生活保護の不正受給事件についての感想を尋ねたところ、「自分は全く不正な点はないので何ともない」と答えた人が多かった一方で、「隣近所の人に不信な目で見られるようで、いやな思いをする」と答えた人が次いで多かった。また、「ケースワーカーがきて、いやな事」としては、「隣近所の人に生活保護を受けていることがわかってしまう」と答えた人が最も多かった。近年でも、長野県民主医療機関連合会が2013年と2016年に実施した生活保護受給者の生活実態調査の自由記述の中で、他人の目が気になったり、引け目を感じているといった回答が紹介されている(高木2014;長野県民主医療機関連合会2017)。

また、生活保護受給者の就労に焦点を当てた研究としては、渡辺(2009)が生活保護を受給しながら就労や求職をした経験をもつ元野宿生活者9人に対する聞き取り調査を行っており、その中で、職場の人間関係において、信用されていないと感じたり、疑いの目で見られていると感じたりしているような語りを紹介している。また、就労支援を受ける生活保護受給者等の就労意欲に影響を与える健康特性を明らかにした質的研究でも、社会から排除されているという感覚が就労意欲の低下を招いていることが指摘されている(谷山ほか2018)。

国内では横断的な研究が多いが、海外では縦断データを用いたスティグマ研究も行われている。例えば、Elliot(1996)は、1980年代にアメリカで行われた若年の白人女性を対象とした縦断調査の結果から、福祉受給者であることが自尊心の低下に関連していることを明らかにしている。また、Kiely and Butterworth(2013)は、2000年代にオーストラリアで行われた縦断調査の結果から、福祉給付受給者の精神的な健康状態が悪いこと、また、受給者でなかった頃に比べて悪化していることを明らかにしている。

本研究では、これらの先行研究の知見を踏まえつつ、また、冒頭に述べた生活保護バッシング

をめぐる近年の動向も念頭に置きつつ、より構造的に生活保護受給者のスティグマを捉えてみたい。というのも、筆者がホームレス経験のある生活保護受給者を対象に行った生活実態調査においては、若い人や女性、過去の生活が安定的であった人ほど、生活保護を受けていることに対して周りからの目が気になると答えやすいこと、逆に、相対的剥奪の度合いは影響していないことなどが明らかになった（山田 2020）。生活保護を受給していることに対する後ろめたさの複雑な背景や要因を考慮するならば、どのような生活歴や属性を持つ人が、どのような場面や社会的文脈においてスティグマを感じているのかについて、より構造的に明らかにすることが必要であると考える。

以上の問題意識に基づき、本研究では、筆者が実施した7人の生活保護受給者に対するインタビュー調査における語りの中から、生活保護受給者が抱くスティグマの実相を、彼・彼女たちの生活歴や属性も踏まえつつ、改めて考察してみたい。

### 3. インタビュー調査の方法

本研究では、筆者が2019年11月から12月にかけて実施した7人の生活保護受給者へのインタビュー調査の結果を分析する。

筆者は、2012年から2018年の7年間にわたり、名古屋市内のホームレス経験者を対象とした生活実態調査を行った。同調査は、ホームレス経験者がアパートなどでの生活に移行した後、地域生活を持続するための条件を明らかにしようとしたものであるが、2014年から2018年にかけての調査では、調査項目の1つとして「生活保護を受けていることに対して、周りからの目が気になることはありますか？」との質問をしている。調査年によって若干の違いはあるものの、概ね4割～5割程度の人が「よくある・ときどきある」と答えている（山田 2020）。本研究で分析するインタビュー調査の対象者は、2014年と2017年のいずれかの生活実態調査で、周りからの目が気になることが「よくある・ときどきある」と答えた人の中から抽出した。

表1は、2014年調査と2017年調査の両方に回答した115人の「周りからの目」に関する質問への回答状況をみたものである。2014年調査と2017年調査の回答が、「ある→ある」の人が32人、「ある→ない」が22人、「ない→ある」が15人となっている。インタビュー調査の対象者は、この3類型に当てはまる回答者の中から無作為に抽出した。

表1 生活保護を受けていることに対して、周りからの目が気になることはありますか？

		2017年調査		
		ある	ない	合計
2014年調査	ある	32人 (27.8%)	22人 (19.1%)	54人 (47.0%)
	ない	15人 (13.0%)	46人 (40.0%)	61人 (53.0%)
	合計	47人 (40.9%)	68人 (59.1%)	115人 (100.0%)

注) カッコ内は回答者全体に占める割合。

無作為抽出した対象者の調査IDを、生活実態調査の委託団体であるNPO法人ささしまサポートセンターに伝え、同団体が、調査IDと対象者の氏名を紐づけて対象者にインタビュー調査への協力を依頼した。協力の意思が示された対象者について、筆者が連絡を取った上で、対象者の自宅を訪問し、調査の目的等を説明し、書面による同意を得た上でインタビュー調査を行った。インタビューの時間は概ね60分～90分程度だった。インタビューでは、半構造的に、生活歴、周りからの目が気になる場面、親族や友人との関係、生活保護バッシング報道について思うことなどの質問項目を用意したが、基本的には自由に語ってもらった。なお、インタビュー調査の実施前に、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会による倫理審査を受けて承認を得た（申請番号18-41）。

表2は、7名のインタビュー対象者の基本属性と、前述の生活実態調査における「周りからの目が気になること」に関する回答結果を示したものである。

表2 インタビュー対象者の基本属性

仮名	年代	性別	世帯構成	収入	周りからの目が気になること	
					2014年	2017年
和夫	70代前半	男性	単身	生活保護+老齢年金	ない	ある
勝	60代後半	男性	単身	生活保護+老齢年金	ある	ない
博	70代前半	男性	単身	生活保護+老齢年金	ない	ある
修二	60代前半	男性	単身	生活保護+老齢年金	ない	ある
勇	70代前半	男性	単身	生活保護+老齢年金	ある	ある
三郎	80代前半	男性	単身	生活保護のみ	ある	ない
明美	40代後半	女性	夫と同居	生活保護のみ	ある	ない

なお、筆者は前述のNPO法人ささしまサポートセンターで1999年からボランティアとして活動している。生活実態調査の対象者のほとんどは、同団体による支援を受けてアパート生活に移行した人であるため、インタビュー調査の回答者の中には、筆者が支援活動を通じて見知っていた人もいれば、初対面の人もいる。本インタビュー調査は、生活歴やスティグマといったデリケートな内容を尋ねるインタビューであるため、回答者の語りの量や質は、筆者と個々の回答者との関係性に一定程度依存していることを断っておきたい。

#### 4. インタビュー調査の結果

##### (1) 生活歴と周りの目が気になる場面

はじめに、7人の回答者の生活歴及び生活保護を受けていることに対して周りからの目が気になる場面について語られたエピソードを紹介する。なお、回答者の名前はすべて仮名である。また、語りの内容の記述は斜字体で示し、筆者による補足は〔 〕内に示した。

### ①和夫さん

和夫さんは、甲信越地方で生まれた。中学を卒業した後、地元で左官の仕事を25年ほど続けた。最初の5年ほどは会社に勤めたが、それ以降は主に個人事業主として働いていた。結婚して子どもも6人もうけたが、40歳の頃に離婚した。同じ頃、左官業への需要が縮小して仕事がなくなり、名古屋市内の建設会社でアルバイトとして勤めるようになった。60歳頃までは社員寮で暮らしていたが、リーマン・ショックの頃に解雇され、ホームレス向けの宿泊施設を経て、10年ほど前から現在のアパートで生活保護を受給している。生活保護を受けるようになってからも、建設会社で短期間就労したり、シルバー人材センターに登録したりしているが、現在は就労していない。健康状態は良好である。

和夫さんは、生活保護を受けるようになってから勤めた建設関係の事業所でのエピソードを語ってくれた。それまでの経験により仕事が良くてきた和夫さんだったが、健康診断の書類の記載内容から、自身の医療費が生活保護から支給されていることが分かり職場に居づらくなったという。

勤めにいったときに言われたのが、ここ〔健康診断の書類〕で、俺たち生活保護だってこと、分かっちゃうわけね。…そしたら女の社長さんが「和夫さん、ちょっと」って言うもんで。入って3日目ぐらいに、「あんたどっかでお金もらってますね」って言うもんで。これで分かっちゃったわけよ。

この出来事があった少し前に、この事業所では、大手建設会社から受注した仕事の最中に事故を起こしたことがあった。その際、仕事がいったんストップし、発注元による厳しい調査が入った上、再発防止策を検討したり、講習を実施したりするなど、対応に追われることになった。社長の発言には、そのことが影響していると和夫さんは考えている。

スーパーゼネコンの、私たちは仕事もらっておるんだと、俺たちみたいな生保の人間、おることが恥ずかしい。もし事故があったときには、俺たち保険証はないし、処理が面倒臭くなるわけ。そういう意味合いで話しておって、どうもそういうこと言いたいなと思ったから、「はい、生活保護で健康診断出したから、社長さん分かったでしょ？」って〔聞いた〕。「分かった」って言った。「俺たちがおるといろいろ面倒臭いんですよ」と。「スーパーゼネコンで、事故が実際あった。それで俺たちは保険証ない。身を引いてくれっていうことなんですよ」って。「うん」とは言えんわな。クビにするとはいえない。それで給料日が来て。もう分かったから、道具全部、現場から引き揚げてきて、仲間の人たちに「お世話になりました」って。そういうことがあった。

このように、和夫さんは、社長から明確に言われたわけではないものの、生活保護受給者が働いていることが会社にとって不利益になるのではないかと感じ、居づらくなって自ら会社を辞めたという。なお、和夫さんは、生活保護を受ける前、別の建設会社に勤めていた際に、社員が生活保護受給者のことを快くなく思っている様子を聞いたことがあった。和夫さんが会社に居づらいつと感じたのは、そうした経験も影響していたのかもしれない。

〔その時の〕会社から言われた。「生活保護の人間がうちにも来とる」と。「だいたい3日か4日で辞めちゃうよ」と。金が入れば、中には、ご飯だけ食べたくなって、夕方面接して、夜食べて、朝食べて、お昼の弁当を持って、はい終わり。仕事に行かない。そういう人も随分いる。俺が担当任されて仕事行った時にも、「おい和夫。今日は生保の人間がおるんだぞ、よく見とけ」って言う。それでやっぱり3日か4日で辞めていっちゃう。…「生活保護者は、うちの会社は一切使わない」と〔言ってた〕。…それで自分が、今の現在こうなって〔生活保護を受給するようになって〕、そういうふうと言われる。…これ〔健康診断の書類〕がやっぱり影響するんかなと思って。

## ②勝さん

勝さんは、愛知県で生まれた。中学卒業後、中部地方のアパレル会社で15年ほど働いた。当初は住み込みで働いていたが、結婚してからは実家から通った。子どもを1人もうけるも、3年ほどで離婚した。30歳の頃にアパレル会社を辞め、その後は派遣や日雇で、ガードマン、工場勤務、土木などの仕事を短い期間で転々とした。社員寮や飯場で暮らすことが多かったが、50代半ばの頃に名古屋市でホームレス生活を2～3か月ほど経験して、ホームレス支援施設を経て、10年ほど前から現在のアパートで生活保護を受給している。受給し始めた頃はハローワークで仕事を探したがなかなか見つからず、部屋の中で自動車部品のバリ取りなどの内職をしていた。年金を受給するようになってからは就労していない。高血圧などのため定期的に通院しているが、健康状態は概ね良好である。

勝さんに、生活保護を受けていることについて周りからの目が気になるかと尋ねると「いろんな人の目が気になる」という。しかし、具体的にどのような場面で気になるかを尋ねても、明確な答えは返ってこなかった。近所の人の目が気になるというが、しかし、近所の人と話をすることはほとんどなく、友達と会うこともない。自分が生活保護を受けていることについて、周りの人に直接話したことはないが、そう見られているかもしれないと、なんとなく感じているようだ。

はた目から見たら、〔生活保護を受けていると思われる〕かもしれないと思う。…堅苦しい面はあるね。誰かに見られてるんじゃないかなって思ってね。毎日うちにおるでしょう。

だから、どういう生活しているのかなって。…〔生活保護のことについて直接〕言われたりはしないけど、はた目からそう思われているんじゃないかなと、思うときがありますわ。…隠してるつもりなんだけど、はた目から見たらそういう風に思われてる“かも”しれない。隠しとけばいいんだけどね。ひょっとして知ってる人もいる“かも”しれないしね。

### ③博さん

博さんは、中部地方で生まれて、50歳頃まで実家で暮らした。中学を卒業した後、左官の見習いやバスの車掌などの仕事を転々とする。最長職はガソリンスタンドの従業員で、20年ほど勤めた。婚姻歴はない。両親が亡くなった後、同居していた住宅を売却するが、しばらくして貯金が底を尽きた。仕事もなく生活に困窮して、名古屋市内で2年ほどホームレス生活を経験した。生活保護施設への入所を経て、10年ほど前からは現在のアパートに入居して生活保護を受給するようになった。糖尿病などのため定期的に通院しているが、障害などは抱えていない。なお、年金の受給権が発生してからは、年金と生活保護を組み合わせ受給している。

博さんに、生活保護を受けていることについて周りからの目が気になった経験を尋ねたところ、現在住んでいるアパートの大家とのエピソードを語った。大家が家賃の徴収のために博さんの部屋を訪ねてきた際、酒を飲んで来たことに、バカにされていると感じたという。

普通、金渡すときみてえ、土曜日の酔っぱらうとき行っとらへんよ、普通はよ。まあ、そこらが人をバカにしとるがな。結局、わしが生活保護やで、なめとるわね、大家。普通あんなこと言わんけどよ。ちょっと偏見の目で見とるわね。…普通はそんなもん、酔っぱらって、タバコ吸って、〔煙を〕ペーパー〔と〕人の顔にかけへんやん。

後日、この日の家賃支払いについて博さんと大家との言い分が合わないことがあったが、大家が「酔っぱらってたから」と言い訳したことにも腹が立ったという。このような態度が、生活保護を受けている自分をバカにしていることの表れだと博さんは主張するのである。

また、博さんは、銭湯での次のような経験も語ってくれた。

前、銭湯がそうやったんや。銭湯の無料券くれとったで。あれ、生活保護やとわかるんだわ。〔券の〕色が変わるで。銭湯屋もあんまりええ顔せんかった。…冷めた目で見るとねん。だいたい分かるやん。普通やったらええけど、冷めた目で見るとよ。うすうす感じるやん。そういうことあるやろ？「ああ、これは俺を下げとるな」と。

現在は廃止されているが、以前、名古屋市では生活保護受給世帯に銭湯の利用券を支給してい



た。その利用券には「名古屋市」との文字が印刷されている。一般の人が購入する回数券は、愛知県の浴場組合が発行するため「名古屋市」の文字は入っていない。チケットの色も違う。チケットの色や文字で生活保護受給者であることが分かるため、具体的に何かを言われたわけではないが、銭湯の従業員が冷めた目で見てみると、うすうす感じたのだという。

#### ④修二さん

修二さんは、愛知県で生まれ、30歳頃まで実家で暮らした。大学を卒業した後、製本業や菓子問屋などに勤め、最も長く勤めた仕事である警備会社には10年以上勤めた。30歳の頃に結婚して養子に入り、妻の実家で暮らした。子どもも2人もうけたが、5年ほどで離婚した。離婚したのと同じ時期に警備会社を辞め、その後は名古屋市内でホームレス生活をしたり、日雇労働をしたり、労働組合の活動拠点に出入りしたりする生活を8年ほど続けていた。7年ほど前から、生活保護施設を経て現在のアパートに入居し、生活保護を受給している。また、10年ほど前から仏教系の宗教団体に入信して活動している。腰痛や胃腸の疾患のため定期的に通院しているが、障害などは抱えていない。

修二さんは、生活保護を受けるようになってから、昔の日雇労働者の仲間に嫌味を言われた経験を語った。

他の仲間から、「ズルやって生活保護受けとるやろ」とかね、そういう嫌味を言われてくるもんで。他の日雇の労働者とかね、…別にこっちはズルやってるわけじゃないからね。…そういうやつに限って、「おーい、修二、コーヒーとか酒飲ませろ」とか、たかりにくるもんで。「うるせえわ」ってなっちゃいますね。

そのようなことを言われた時にどんな気持ちになったか尋ねると、「言ってる本人〔を〕ぶっ殺して、ガソリンに火つけて、病院送りにしてやろうかと思う」と穏やかでない。修二さんは、生活保護を受けていることを昔の仲間からバカにされるような経験により、「周りからの目」を気にしているようである。特に、コーヒーや酒をたかられる経験が、修二さんの不愉快さの原因のようだ。たかりにくる人の中には、修二さんと同じような生活保護受給者もいるという。

#### ⑤勇さん

勇さんは、甲信越地方で生まれた。中学卒業後、名古屋市内の大手製造業メーカーの幹部候補生の養成所に入所して学科と実技を学んだ。3年間で修了し、その後は同社の工場に勤めるが、25歳ぐらいで「悪い友達」に誘われて退社した。それからは、仲間から誘われるまま、売春の手伝い、競輪場でのノミ屋、ラーメンの屋台、ソーブランドのマネージャー、パチンコ屋の店員などの仕事に従事した。その間、暴力団の準構成員として警察に検挙されたり、売春防止法違反

で執行猶予付き判決を受けたりしたこともあった。結婚をしていた時期もあったが、サラ金や闇金で多額の借金を作り、40代の頃、夜逃げするようにアパートを出て、名古屋市内で1ヶ月ほどホームレス生活を経験した。その後、社員寮などに住みながら電気メンテナンスの仕事に日雇いで従事した。60歳の頃に腰を痛めて仕事を辞め、ホームレス支援施設を経て、8年ほど前から現在のアパートで生活保護を受給している。腰痛と高血圧のため定期的に受診しているが、障害などは抱えていない。

勇さんは、生活保護を受けていることについて周りからの目が気になったエピソードとして、病院で昔の友人に出会ったときの経験を語ってくれた。保険証を持たずに医療券で受診したことで、生活保護受給者であることが分かってしまったという。

やっぱりね、知られたくないとかさ。ツレにも「なんだ、お前、生活保護受けとるんか」なんて、昔のツレにバカにされて。バカにっていうか、たまたま会ってそういうこともあるし。病院で会ったんですよ。病院で、ばれちゃうじゃん、どうしても。医療券のあれ。

また勇さんは、病院に入院した際、看護師同士がモニターを見ながら、勇さんが生活保護受給者であることを確かめ合っているような仕草から、何か自分のことを言われているのではないかと感じたこともあったようだ。

いっぺん、手術でE〔病院〕に入ったとき。看護師長ぐらいかな？退院のとき、…何しとったか分からへんわ。だけど、こっちは「この野郎〔勇さん〕、生活保護のあれだな」っていうのを教えてるんだなっていうのが、こっちから、窓口から見えたもんでさ。やっぱり、そういう風に、誤解だったかもしれんけど、そういう風に映っちゃって。「なんだこの野郎」っていう風なあれで思ったりね。やっぱり、そういうひがみ根性的なものが芽生えるんですよね。

### ⑥三郎さん

三郎さんは、中国地方に生まれ、小学校入学前に両親と6人の兄弟とともに名古屋市に移住した。中学卒業後は、少年院や刑務所に入所している期間が長かったため、ほとんど就労していない。暴力団組織に所属していた時期が長く、その当時は「派手な生活」もしていた。婚姻歴はない。70歳の頃、刑務所を出所した後に生活に困窮し、関東地方のアパートで初めて生活保護を受給したが、1年ほどで転出した。名古屋市に戻り、ホームレス支援施設への入所を経て、15年ほど前から現在のアパートで生活保護を受給している。腰痛や高血圧などにより定期的に通院しているが、障害などは抱えていない。

三郎さんは、生活保護を受けることに対して周りの目が気になることがあるかとの筆者の質問

に「生活保護を受け取ることに対しては、別にあれ〔気になること〕はないですね」と答えた。

ここで会う人は、自分がこんな年だから、年金で生活しとると思っとるわね。「三郎さん、年金？」って、そんな話が出るけど、「自分、年金は全然もらってないですよって。国で〔生活保護で〕世話になっとる」って言ったら、「えーっ本当？」って言う人もおるけど。

すでに80歳を超えている三郎さんは、何も言わなければ、周りからは年金生活者であると見られるため、生活保護を受給していることを気づかれにくく、したがって後ろめたさも感じないという。しかし、「昔はやっぱり、ある程度気になったね」とも話す。三郎さんが初めて生活保護を受給したのは、関東地方にいた70歳の頃だった。どういうときに気になったのかを尋ねると、次のように話した。

みんなの、一般の人の生活と全然違うから。例えば、同じ飯、その人が飯誘って、飯でも食いにいくでしょ。そしたら、ええもんは食べれんわね、あんまり。…例えば、そこらへ旅行に行くときでも、旅行に行けば、ある程度の金は払っていかないかんし、金のある人は、平然〔と〕払っていけるけど、自分らはいっぱいっばいの仕事だから、そんな払えないよね。そういうときに、やっぱり「ああ…」と思うわね。

暴力団組織にいた経験もある三郎さんは、生活保護を受ける前は、派手な生活もしていたようだ。以前の生活との落差が、惨めな気持ちに繋がっているようである。実際、生活保護を受け始めた当時は、周囲の人から以前の生活と比べられるような態度をとられ、そのことから軽蔑されていると感じたようである。

他の人は、「なんで〔昔は〕あんな派手な生活しとって、なんで〔今は〕生活保護なんか受けてんだ」って。…〔以前は〕そばの人とね。「三郎さん、ちょっとお金がないんで、貸してくれ」って。まあ、人に貸すようなあれ〔金銭〕は、ある程度あったもんで。そしたら、いっぺんにこうなっちゃったでしょう。今まで笑ってもの〔を〕言ってたのに、笑ってもの〔を〕言えんように〔なった〕、向こうも。会ってもの〔を〕言わんから、「ああ、向こうは軽蔑しとる」って、そういうふうには自分は思っとった。

#### ⑦明美さん

明美さんは、関東地方で生まれた。高校を卒業した後に働いたが、体調が悪く働けない時期もあった。40歳の頃、「いろいろあって、身体も壊して、働けなくなって」愛知県に来た。精神障害を抱えており、入院も何回か経験している。6～7年ほど前に、生活保護施設を経て、現在住んでいる公営住宅に夫と2人で入居し、生活保護を受給している。就労はしていない。明美さん

は、過去の生活について多くを語りたがらなかった。

明美さんも、生活保護を受けていることについて、周りからの目が気になることがあるという。現在は気になることはだいぶ少なくなってきたものの、初めて生活保護を受けたときは、特に気になっていたようだ。

生活保護っていうのを受けるのが、初めてだったんですね。そのときに、生活保護っていうのは初めてだったから、周りの目とか、今は大丈夫ですけど、すごい気になったときがあったんです。働いていないだけで、どうやって生活してるのかな〔とされているのではないかと〕か。…生活保護なんじゃないかなとか思われてんじゃないかなとか。…具体的に〔言われたこと〕はないんですけど。目を気にしてたっていうより、そう思い込んでいた。

具体的な経験やエピソードがあるわけではないが、どうやって生活しているのだろうと周りから思われているのではないかと思いついてたのだと語っている。

## (2) 識別の経験

スティグマ (stigma) の語源は「肉体上の<sup>しるし</sup>徴」であるとされ、「その徴は、つけている者の徳性上の状態にどこか異常なところ、悪いところのあることを人びとに告知するために考案されたもの」だという (Goffman 1963=2003: 13)。そして、スティグマの本質は、マイナス・イメージの属性を持つ者とそうでない者との関係性の問題であり、他者による偏見・差別などによりスティグマを付与すること (stigmatising) と、それによって自己がスティグマを負うこと (stigmatised) が区別される (清水 1997: 166-167)。つまり、生活保護受給者であると他者から識別される徴が存在することによって、他者は生活保護受給者にスティグマを付与し、また受給者は他者からのスティグマを感じることになる。しかしながら、身体上の障害などとは異なり、生活保護受給者であることは、通常は他者からは見えない。回答者の語りの中でも、自らが生活保護受給者であることを他者から明確に指摘されたり、差別的な発言を具体的に向けられた経験は少なく、生活保護受給者と見られているのではないかと「うすうす感じる」という発言が目立った。

では、生活保護受給者は、何を徴に、自らが生活保護受給者であると他者から識別されたと感じるのだろうか? この点について、博さんは、支給される銭湯の利用券の色や文字で生活保護受給者であることが分かると語った。また、和夫さんは、職場に提出した健康診断の書類によって、自身の医療費が生活保護から支給されていることが分かったと語った。勇さんも、保険証を持たずに医療券で受診した際に、友人から「なんだ、お前、生活保護受けてるんか」と言われたという。生活保護受給者の医療サービスが、一般的な医療保険制度ではなく生活保護法上の医療扶助によって提供されることが、受給者のスティグマを強めることは古くから指摘されてきたこ

とでもある（西尾 1994：53）。

ただし、博さんや和夫さんは、銭湯の従業員や職場の上司から、生活保護受給者であることを直接指摘されたわけではない。それでも、銭湯の利用券や健康診断の書類を通じて生活保護受給者であることが識別されていると感じるということは、博さんや和夫さん自身が、それらを識別の徴として認識していることを意味している。

市営住宅に住む明美さんに、周りに生活保護受給者は多いか尋ねたところ、明美さんは、「それっぽいなっていうのは分かるんですけど、聞くわけにいかない」と語った。具体的な識別の徴は語られなかったが、明美さん自身も、「それっぽい」という表現で、他者を生活保護受給者であると識別しているようである。

博さんの場合は、さらに明確である。

いっつも <sup>ついで</sup>1日。もう分かるでな、1日銀行行くと。ああ、あいつは生活保護やいうて。支給日が1日やで分かるわ。俺は年金〔支給日〕が15日やでよ。威張っとれる。〔筆者：普通の人はわかんないんじゃない？〕みずぼらしい格好してて分かるんやない？うすうすね。わしは15日やで分かれへん。

名古屋市では、原則として生活保護費は月初めに支給される。そのため、毎月1日に銀行のATMに並んでいる人は生活保護受給者だとわかるのだという。生活保護費の支払い日がいつであるかは、一般には知られていないと思われるが、「みずぼらしい格好」をしているため、うすうす分かるという。一方、生活費の多くを年金で賄っている博さん自身は、年金の支給日である隔月15日に銀行に行っても周りに気づかれぬのだという。「15日やで、威張っとれる」という、年金と生活保護を明確に区別して意味づける博さんの語りも興味深い。この点については後で触れる。

いずれにせよ、彼・彼女たちは、医療券や銭湯の利用券、服装や銀行に来店する日など、何らかの徴によって、自らが生活保護受給者であることが周囲に分かると感じている。必ずしも他者から明確に指摘されたものではないにもかかわらず「識別された」と感じるのは、彼・彼女たち自身が生活保護受給者かどうかを識別する手段を知っていたためである。つまり、彼・彼女たちは、識別の客体であると同時に、識別の主体でもあるといえる。

### （3）惨めな経験

生活に困窮した人が生活保護を受給することは、日本国憲法第25条の理念に基づく国民の権利である。したがって、仮に生活保護受給者であると他者から識別されたとしても、本来は後ろめたさを感じる必要はない。では、彼・彼女たちは、生活保護を受給することに対して、なぜ後ろめたさを感じるのでしょうか。

生活保護のスティグマをめぐる議論では、その背景が、制度的な要因と規範的な要因によって

説明されてきた。ポーガムは、貧困に対する社会的介入のうち、個々のケースに最も適した介入を探すことを基盤とする「個人主義的介入」が、「ほほかならず、被扶助層のプライベートな生活にソーシャル・ワーカーが干渉するというかたちをとる」ため、「貧しい者たちを実際にスティグマ化してしまう危険性が存在する」と述べる (Paugam 2005=2016: 210-211)。個人の生活に制度が介入することでスティグマが付与されるというメカニズムの象徴とされてきたのが、ミーンズ・テストである。リスターは、「とくにスティグマを付与されやすいのは、資産調査のある福祉手当の受給者である」と述べる (Lister 2004=2011: 172)。ミーンズ・テストがスティグマを引き起こすのは、それが「個人の収入や預貯金、資産、家族関係、就労能力までもを徹底的に調べあげるもの」であり「プライバシーを丸裸にする暴力であると見ることができる」ためである (金子 2017: 112, 傍点は原文のまま)。またティトマスも、ミーンズ・テストが持つ機能は、ニードの測定や給付水準の決定だけでなく、サービスを利用または「濫用」させないようにすること、公共サービスの利用者に劣等感を誘発せしめることなどがあるのではないかと指摘した (Titmuss 1968=1971: 141-142)。

実証的な研究でも、Baumberg (2016) が、イギリスの市民を対象とした調査の結果から、6割近くの人が「福祉給付を申請する際、人々は敬意をもって取り扱われている」と思わないと答えたこと、また、4分の1以上の人が恥に関連する理由によって福祉給付の申請をためらうと答えたことを明らかにしている。国内でも、岡部 (1990) が、生活保護受給者へのインタビュー調査から、受給者にとって福祉事務所は「マイナスの評価を伴う存在」であること、とりわけ、生活保護の実施過程の中でも、申請段階、資産調査、親族調査にスティグマが強く伴うことを指摘している。

このように、先行研究では、貧困層のプライバシーに干渉する社会的介入が生活保護にスティグマを付与する主要な原因とされ、ミーンズ・テストはその象徴とされてきた。

しかし、インタビュー調査における回答者の語りの中からは、ミーンズ・テストや福祉事務所の介入がスティグマの原因となったことを示唆する発言はみられなかった。生活保護の開始前にホームレス状態にあったという回答者の特殊性も影響しているかもしれないが、むしろ回答者が印象深く語っていたのは、生活保護を受給する際の「惨めな経験」だった。

名古屋市では、ホームレス状態にある者が生活保護を受給する際、アパートが確保されるまでの間、簡易宿泊所を借り上げるなどした一時的な宿泊施設に滞在することが多い。和夫さんには、この簡易宿泊所での生活が強く印象に残っているようだ。

そこ〔簡易宿泊所〕があまりにもひどすぎて、言っちゃいけないけれども、簡易宿泊所で出る食事と言っても、ほとんど1食分で1日ですからね。小さな、これぐらいの弁当と、ジュースが毎食3本持ってくるんです。ジュースが余ってしまって、ジュース買う分、食費の方にかけてほしかったんだ。たぬきのラーメンと、夕方小さい弁当。「これ1食分ですか？」つつたら「いや、1日分です」。それで、すぐそばのB〔弁当屋の名前〕で買ってるの見たか

ら、大量で買う。見たら、100円ぐらい違ったものを買っとる。安いので買って持ってくる。…そんなこと役所に言えないでしょ？俺たち、これからお世話にならなならんに、役所で白い目で見られたくないし。みんな、風呂で一緒になると、「腹減ったな」って、「何キロ痩せた？」「3キロ痩せた」「俺4キロ痩せた」っつって、…テレビだって、〔視聴するのに〕2時間100円〔かかる〕。ほんで洗濯150円。…だから、テレビなんて、ほとんど見たことがない。その100円が尊くて、…怖かったですよ。先々、本当に、…簡易宿泊所みたいなこんな食事で、本当に悲惨な暮らしをしなきゃいけないのかなと思って。

また、ホームレス状態にある人が生活保護を受給して入院する際、ホームレスや生活保護受給者を半ば専門的に受け入れる病院が活用されることも少なくない。そのような病院に入院した経験のある博さんは、入院生活を次のように振り返った。

まあ、言っちゃ悪いけど、K病院やな。…おかしなやつばかり部屋へ入れて、エアコンがなかったんだ、あそこよ。臭くて、今はどうか知らんけど。今はエアコンあるのかな、K病院にエアコンがないんだよ。あれ、言っちゃ悪いけど地元〔の人〕は絶対行かんかったやな。きちがい病院や言うて、精神疾患のあるのが入りよる。あそこに名古屋市の職員が駐在しとるでな、1人。まあ、食事も悪いしよ。豚の餌みたいなもん食わされる。食事はとにかくまずかった。あそこでおいしかったのは、みそ汁だけ。

日本のホームレス研究を牽引してきた岩田正美は、貧困をはじめとする社会問題を社会福祉政策が「一般化」したり「特殊化」したりしながら展開してきたこととそのことがもつ意味について一貫して議論してきた（岩田1995；岩田2016）。簡易宿泊所を利用した一時宿泊施設や「ホームレス専門病院」の存在は、一般社会から周縁化されがちな生活保護の中でも、さらに特殊な扱いをホームレスが受ける典型的な例である。そうした扱いを経験してきた彼・彼女たちにとっては、ミーンズ・テストやケースワーカーによるプライバシーへの介入よりも、こうした「惨めな経験」がより印象に残っているようである。

Stuber and Schlesinger (2006) は、ミーンズ・テストを伴うプログラムがもつスティグマを、アイデンティティのスティグマ (identity stigma) と処遇のスティグマ (treatment stigma) に区分した上で、怠惰や飲酒と結びついたアイデンティティのスティグマ尺度と、申請時や受給時における屈辱的な扱いと結びついた処遇のスティグマ尺度を用いて、福祉給付とメディケイドに付与されるスティグマを比較している。これによると、アメリカの低所得者向け医療制度であるメディケイドよりも、福祉給付により強いスティグマが付与されており、また、アイデンティティのスティグマよりも処遇のスティグマの方が強かった。本調査の回答者の語りの中からは、ミーンズ・テストやケースワーカーの対応に関する直接的なスティグマは語られなかったものの、施設や病院での「惨めな経験」は、生活保護の利用に伴う処遇のスティグマの1つとして考

えることができるだろう。

#### (4) 以前の生活との落差

ところで、生活保護を受給することに伴う「惨めな経験」は、それ以前の生活との落差が大きければ大きいほど、スティグマを強めるとも考えられる。前述の通り、三郎さんは、暴力団組織に所属していた経歴もあり、生活保護を受ける前は「派手な生活」を送っていた。しかし、生活保護を受けるようになり、「一般の人の生活とは全然違う」ことを思い知らされ、友人と外食をする際に差を感じたり、旅行にも思うように行けなくなったり、今まで笑って話しかけていた知人からも話しかけられなくなったりするような経験を重ねる中で、周りから軽蔑されていると感じるようになった。

勇さんもまた、アンダーグラウンドな世界に生きた経験を持つ人だった。勇さんは、「裏社会」で働き始めた頃の生活について、「あの当分で給料、結構、普通の人はあれやった〔少なかった〕けど、僕ら20何万もらっとったでね。40何年前ぐらいで」と語る。また、ソーブランドのマネージャーをしていた頃も「年収2000万ぐらい」で「笑いが止まらんかった」といい、パチンコ屋の店員をしていた頃も、パチンコ組合の組合費で、ビジネスクラスで台湾やグアムに旅行していた思い出を語った。しかし、その後、生活に行き詰まり、夜逃げ同然でアパートを飛び出した。生活保護を受給するようになってからの生活を次のように語る。

今まで、飯食えんなんていうこと考えたことないからね。そんなこと、考えたこともないし、考えるあれもなかったんだけど、やっぱ、人生、こんな、飯が食えんていうのがあるんだと思って思い知らされたよ。今まで、飯がうまいだの、おかずがまずいだのって文句は言ったことあるけど、そんな、飯食えんなんてことは想像もできなかったね。

岩田正美は、社会的排除をめぐる議論の中で、ホームレスの人々の生活歴を手掛かりに、社会的排除の形態を、①安定的な生活歴をもち、社会のメインストリームに組み込まれていた人が、失業や離婚、借金など複合的な要因によりホームレス状態に至るような「社会からの『引きはがし』」と、②家族を形成せず、住居も不安定で、つまりもともと社会のメインストリームに組み込まれていなかった人が、その延長線上でホームレス状態に至るような「社会への『中途半端な接合』」の2つに区分した(岩田2008)。三郎さんも勇さんも、決して社会のメインストリームに組み込まれていたとは言えないが、かつての生活と現在の生活との落差は大きく、いわば、「社会からの『引きはがし』」と「社会への『中途半端な接合』」を二重に経験してきた人たちであるといえようか。それだけに排除の度合いは深く、またスティグマも強く付与される。

#### (5) 自助・互恵規範とその内在化

生活保護にスティグマが付与される背景として、制度的な要因とともに、あるいはより重要な



ものとして指摘されるのが規範的な要因である。金子は、「もちろん公的扶助の資力調査はスティグマの大きな要因であるのだが、その資力調査のあり方はむしろその社会の労働倫理や自助・自己責任の規範、そして貧困観によって構築されている」と述べる（金子 2017: 114）。ゴッフマンは、ある種の価値を共有し、行為ならびに個人的属性に関する一組の社会的基準を遵守する人々から成る集団において、その基準を遵守しない逸脱者、ないし逸脱行為という観点からスティグマを説明した（Goffman 1963=2003: 237）。

生活保護受給者が逸脱しているとみなされる規範の一つが、自助規範である。近代市民社会は、個人の生活は、個人のみが責任を負うべきだとする生活自助原則によって成り立ち、とはいえ生活不能者も社会の一員として包摂するため社会福祉が成立する（古川 2004: 93-116）。生活保護は、労働などの生活手段を通じた自助によって賄えない最低限度の生活を社会的に保障するものである。そのため、実際には部分的に就労収入があるかどうかにかかわらず、生活保護受給者であるという属性それ自体によって、自助規範から逸脱し、社会に依存しているとみなされやすく、したがってスティグマを付与されやすい。

重要なことは、自助規範は近代社会が共有する価値であるため、当然のことながら生活保護受給者自身もそれを内在化しているという点である。インタビュー調査の回答者の語りの中からも、彼・彼女たちが自助規範を共有していることが示唆される。明美さんは、生活保護を受けていることについて、どういう場面で周りからの目が気になるのかとの筆者の質問に、次のように答えた。

働いてないだけで、どうやって生活してるのかなとか、生活保護なんじゃないのかなとか、思われてんじゃないのかなとか。

勇さんは、次のように語る。

なんか、自分で、自力でっていうのがないからさ。結局、生産性がないわけじゃないですか。だから、そういう点からいうと、生産性がないのが飯食っていいんかなみたいな。昔じゃないけど「働かざる者食うべからず」だな。

生活保護受給者が逸脱しているとみなされやすい規範のもう一つは、互惠の規範である。ピンカーは、「すべての社会サービスは交換システム」であり、「与え手と受け手の関係は常に本質的に不安定で不平等な関係」であるという（Pinker 1971=1985: 159）。年金など拠出制の所得保障と比べて、無拠出制の生活保護を受給する人びとは受け手としての立場が強調されやすく、したがって互惠の規範から逸脱していると捉えられやすい。スピッカーは「年金生活者は威厳を保ったままでいられる。それというのも、この人々がその一生のほとんどを働き通して、掛金をはらってきたからなのだ」という（Spicker 1984=1987: 120）。

もっとも、スピッカーは、保険だからといって互恵的でスティグマを除去すると短絡的に考えることには疑問を呈している。とはいえ、インタビュー調査における回答者の語りからは、やはり生活保護と年金には大きな違いがあるようである。前述したように、博さんによれば、生活保護費は毎月1日に支給されるため、1日に銀行のATMに並ぶ人たちは生活保護受給者だと識別されるが、自分自身は隔月15日に支給される老齢年金で生活費の多くを賄っているため、1日に銀行に行く必要がなく「威張とれる」という。

では、生活保護と年金には、どのような違いがあると捉えられているのだろうか。明美さんは次のように語った。

年金って、だけど、私のイメージなんですけど、年取った人っていうか、還暦を迎えた人がもらうものじゃないですか。だから、そんな恥ずかしいものじゃないと思うんですよ。…なんか、だけど、うまく説明できないですけど、〔生活保護とは〕なんか違うかな。

勇さんは、年金と生活保護の両方を受給しているが、すべて年金だったら気分は違うのだろうかとの筆者の質問に、次のように答えた。

全部年金だったら、多少は〔違う〕ね。やっぱり、自分が今までやったやつ、褒美でもないけど、ある程度の、こりゃ権利だもんで。同じ権利でもちょっと違うでしょ、出どころが。…〔年金は、〕貯金したのが、ちょっとこう〔返ってくる〕っていう考え方も、ある程度、成り立つじゃないですか。だけど、保護やと、まるっともう税金じゃないですか。

ちなみに、勇さんは、自分の医療費が生活保護で賄われていることが、煙草をやめる後押しにもなったという。

たばこやめるときもそうやわね。結局は、医療券で、国の金で〔病院に〕行っとるもんで。これでやめれんかったら申し訳ないなっていう気持ちもあったからさ、やめれたこともあるんだけど。

これらの語りからは、年金は、拠出した保険料が財源に含まれているという意味で、全額租税負担の生活保護よりも権利性が高いと受け止められていることがわかる。このように、生活保護受給者自身も、自助や互恵の規範を共有しており、生活保護に対してスティグマを付与している。

同様のことは、彼・彼女たち自身が、かつて生活保護受給者のことをどのように見ていたかについての語りの中からもうかがえる。前述の通り、和夫さんは、生活保護を受給する前に勤めていた建設会社で、社員が生活保護受給者のことを「すぐ辞めてしまう」「長続きしない」と悪く

語っていたのを聞いたことがある。その時、和夫さん自身はどう思っていたのか尋ねたところ、次のように答えた。

やっぱり一宿一飯っていう人たちが随分いたからね。やっぱりある程度まとまった金は、5万ぐらい金が入れば。そうするとやっぱり、その金がなくなるまでは、〔仕事〕しないんだと。それでまた困ったら、笹島〔日雇労働者の寄せ場〕行って並んどれば、どっか拾ってくれるんだって。そういうようなことがありましたから、平成一桁のうちは、笹島で。そういう生活なんだから、みんな続かないと思って。自分でもそう見とった。

博さんもまた、かつて自分が抱いていた生活保護受給者に対するイメージを次のように語った。

まあ俺も、言っちゃ悪いけど、あいつらは働かんと、国のお金でもらって食べとるわって。若いとき、思っと思った。確かに病気で動けんじん〔人〕もおるけど、なんであんな若いじんが生活保護かかっとなのやろ〔とっていた〕。名古屋でもそうやろ？ あんな若いのがなんで生活保護なんや。働けるんやねえか。ずばらか〔も〕知らんし。そら言われるわな。

このように、彼・彼女たち自身も、かつては、あるいは生活保護受給者となった今もなお、生活保護受給者が自助や互惠の規範を逸脱しているという見方を社会と共有している。路上のホームレスに対するインタビュー調査を分析した岩田（2000）は、自分自身と他のホームレスとを「俺」「あいつら」と区別する語りの中に、ホームレスに対して偏見の目を向ける「世間」の一般的な価値に、ホームレス自身が同調しつつも抵抗する姿をみてとった。和夫さんや博さんの語りの中からも、彼らが社会から向けられている眼差しと、彼ら自身が生活保護受給者に対して向けている眼差しが似通っていることがうかがえる。

ただし、生活保護受給者は自助や互惠の規範から逸脱しているという見方を世間と共有することは、自らが自らに対してスティグマを付与することを意味する。前出の Stuber and Schlesinger（2006）によれば、貧困の原因を個人的な要因に求める人ほど、アイデンティティのスティグマを福祉給付に強く付与する。自助や互惠の規範を世間と共有し、生活保護に対するスティグマを内在化することによって、彼・彼女たちは、自らが生活保護受給者であることを識別する具体的な徴がなかったとしても、あるいは周囲から差別的な言動を向けられなかったとしても、常に自らにスティグマを付与し、また付与されながら、日々を生きていくことになる。

#### （6）スティグマの軽減—時間と仲間

これまで見てきたように、生活保護を受けながら暮らすことには、少なからずスティグマが伴う。では、どのようにすればスティグマは軽減されるのであろうか？ 回答者の語りの中から見え

てくることの1つは、時間の経過による軽減である。先に見たように、明美さんは、受給し始めた頃は周りからの目が気になっていたが、現在はだいぶ気にならなくなってきたと語っていた。また三郎さんも、初めは気になっていたが、80歳を超えた現在は、生活保護を受けることに対する後ろめたさも感じていないと語っていた。

生活保護費の範囲での生活の苦しさや、人付き合いのない孤立した生活も、時間が経つにつれて慣れていくと語った回答者もいた。例えば、受給し始めた頃は過去の生活との落差を感じていた勇さんも、いざ受給するようになると「自分には順応性があった」と振り返る。それでも、生活保護費の範囲で生活することに慣れるまでには、2～3年かかったようだ。

最初はやっぱり。ちょっと金あるときはもう外食したりして。そうすると結局は行き詰まるじゃないですか。そうすると、しょうがない、炊き出し行くしかない。そういうのは、何カ月っていうか、まあ2～3年続いただろうね。

勝さんは、毎日外出はしているが、どこに行くのも1人で、遊ぶ友達もなく、親戚との付き合いもなく、1日誰とも言葉を交わさない日がほとんどだという。寂しさを感じたりしないか？との筆者の問いかけには、「慣れた」と答えた。

生活に慣れちゃったからね。別に、もう今なんとも思わないですわ。一種の慣れでしょうね。だからもう何とも思わないですよ、今、1人でも。(筆者：誰かと話したいなとかって思うことは?) うーん、まあ、あることはあるけどね。もう、こういう状態だから、別に今なんとも思いませんわ。

このように、経済的に苦しい生活や社会的に孤立した生活も、時間が経つにつれて慣れていき、その結果、周りからの目も気にならなくなっていくと考えられる。

また、似た境遇の人や支援者の存在も、スティグマの軽減にとって重要なようである。昔と違って、今は生活保護を受けることへの後ろめたさもないという三郎さんは、その理由について次のように語った。

やっぱり、この生活が、この〔アパートの〕中の生活が、染み付いとるといっか。ここに居る人はもう、生活保護〔受給者が多い〕。年金〔受給者〕なんか数える人しかいないから。

三郎さんは「福祉アパート」と呼ばれる住宅で暮らしている。この住宅に入居している人のほとんどは生活保護受給者である。入居者同士の付き合いはほとんどないというが、それでも、周りに同じような境遇の人々が多くいることによって、生活保護を受けていることに対する後ろめたさが軽減されるようである。

また、本インタビュー調査の回答者は、ホームレス支援団体の支援を受けた経験をもっている。支援団体の活動の場には、まさに同じ境遇の人たちが集まる。勇さんは、生活保護を受けるようになった現在でも、時々炊き出しに参加するという。

炊き出し、必要はそんなにないんだけど、やっぱりああいう場所に行くと、ホッとするんですよ。…週に1回か2回ぐらいは、やっぱり、今日はどっか〔で炊き出しが〕あったな、と思って、寂しい時ふーっと行くんですよ。別に、炊き出しそのもののご飯を求めていくんじゃないんだけど。何となく、雰囲気であれで。たまに、ちょっと顔見知りの人がおると、話したりすると、“やすらぎ”まではいかんにしても、ちょっと気が紛れるというか、そんなにほら、かっこつける必要もないし。

ゴフマンは、スティグマによって社会的アイデンティティを傷つけられた人々に同情を示してくれる存在として、同類 (the “own”) と事情通 (the “wise”) の2つを挙げる。同類とは彼らと同じスティグマのある人々であり、事情通とは彼らの生活の内情をよく知る専門家や家族を指している (Goffman 1963=2003: 43-61)。ホームレス経験者や生活保護受給者など自らと同じ境遇にある人々との交流、あるいは生活の内情をよく知る支援団体との関わりは、彼・彼女たちのスティグマをいくぶん軽減しているといえよう。

ただし、彼・彼女たちは、支援団体や同じ境遇の人たちにも、最初から心を開いていたわけではない。明美さんは、支援団体の相談員に対して、自らが生活保護を受けていることを明かすことを当初は躊躇っていたという。

最初は…教えるのもちょっとなって思うところはありました。〔NPO ささしま〕サポートセンターの人に、生活保護を受けてますっていうことを。…〔人に〕言わないって言ったけど、大丈夫なのかなって。「言わないから」って言ってても、誰かに言うんじゃないかなってというか、そういう気持ちは、昔はありました。

また、支援団体の活動や行事に集まる人には同じ境遇の人が多く、それでも自らが生活保護を受けていることを周囲に明かすのは憚られるようだ。和夫さんは次のように語る。

〔生活〕保護者同士が話して、なんて、ほとんどしないでしょ？誰かを通して聞かれれば、今日みたいに話すけれども、互いに話をするなんてことは、自分の過去を話したくない、絶対に。なかなか裸になって話っているのは、みんなしないから。…「俺は年金だけで保護じゃないよ」っていう、そういう人もおるかもしれないし、実際におるわけでしょ？年金だけで、別に保護なんか受けておりゃせんよと〔いう人が〕。そこらの境目が分からんから、下手なことを言って、「なんだおまえ保護なんか受けとるのか」と、反対に言われたら〔困る〕。

和夫さんは、支援団体の行事で知り合ったIさんから、生活保護を受けているのかと聞かれた時のことをよく覚えている。和夫さんは、自分よりも若いIさんが生活保護を受けているとは思っておらず、返答にためらったという。

年代的にね、Iさんは「俺は〔生活保護を〕受け取るけれども」とは言わなんだから、Iさんはそう〔生活保護〕じゃないんだと思ひ込んだ。そしたら「そう〔生活保護〕だ」っていうもんで。「そんなら、まあ…」って言って〔自分のことを話した〕。〔Iさんに〕「あんた、えらいこと言うなあ」って。「人にずけっとえらいこと聞くなあ」って。

このように、支援団体のスタッフや、支援団体の活動や行事に集まる同じ境遇の人たちといえども、最初は警戒心があるようだ。しかし、時間が経つにつれて徐々に信頼関係が生まれ、勇さんが語るころの「かっこつける必要のない場所」になっていく。

### おわりにースティグマの再付与？

本研究では、ホームレス経験のある生活保護受給者を対象としたインタビュー調査の語りの中から、生活保護を受給しながらの生活に伴うスティグマの実相を検討してきた。

先行研究で指摘されてきたように、スティグマは、社会が共有する価値からの逸脱行為に対して向けられる。生活保護受給者は、自助や互惠の規範から逸脱しているとみなされやすいため、スティグマが強く付与される。特に、インタビュー調査の回答者のようにホームレス経験をもつ場合は、生活保護開始時の施設や病院での惨めな経験がスティグマを増長させていた。中でも、過去に「派手な生活」をしていた人にとっては、生活の落差が強く突き付けられる。こうして、自らが、苦しくて惨めな生活にも耐えていかなければならない生活保護受給者であることを自覚させられる。また、物理的な意味だけでなく社会的な意味においても、生活保護を受給するという経験は、年金受給者とは違って自助や互惠の規範から逸脱していることを認識させられ、スティグマを付与されることを意味していた。

いま一つ重要なことは、回答者自身も自助や互惠の規範をもつ社会の構成員であり、したがって、彼・彼女たちは、生活保護受給に伴うスティグマを付与される客体であるだけでなく、生活保護受給者に対してスティグマを付与する主体でもあるという点である。このことは、自らが自らに対してスティグマを付与することを意味している。そのため、周囲からの明確な言動がなかったとしても、あるいは生活保護受給者であることを識別する具体的な徴がなかったとしても、彼・彼女たちの生活の中には常にスティグマが内在し、周囲からの目を気にしながら暮らしていくことになる。

とはいえ、時間が経つにつれて、少ない生活保護費でやりくりしなければならない生活や、周りとの交流がない孤立した生活にも徐々に慣れていく。また、支援団体の行事や活動への参加を

通じて同じ境遇の人々と交流することは、初めのうちこそ警戒しているものの、恰好つける必要のない、したがって周りからの目を気にする必要のない空間を生み出す。こうして、彼・彼女たちのスティグマは、「時間」と「仲間」を得ることによって、徐々に軽減されていくようだった。

こうした構造を踏まえた時、生活保護バッシング報道はどのような機能をもつのだろうか。インタビューの最後に、最近のメディア報道をどう受け止めているかについて尋ねた。

例えば、勇さんの語りの中からは、バッシング報道に抵抗する気持ちと同時に、後ろめたさを再認識させられる気持ちが垣間見える。

正面切ってこうやって〔怠けているなどと〕言われると、むかつくっていうかさ。何だこれ、弱者を切り捨ててるんかっていうような気になるね。…またそれを、ちょっと、自己責任みたいにあんまりこうされると、なんか、反抗心みたいな、「なんだっ」っていうような気が。もちろん、基本は自己責任だろうけど、自己責任でもできん場合もあるもんね、と思って。…腰もあれで〔悪くて〕、こうなって〔生活保護を受けるようになって〕しょうがねえだろうっていうような。だけど、やっぱり、後ろめたいね。やっぱり、後ろめたいっていうのは芯にありますわ。

博さんも、バッシング報道は「偏見だ」と抵抗し、ギャンブルやアルコール依存症を抱える人に対して寛容な姿勢を見せる。しかし、その語りの中には「一部の悪いやつ」に対する反感もまた表れている。

〔バッシング報道は〕どえらい偏見だわね。一部の人間ね、例えば酒に酔っぱらってとかよ。ギャンブルでも、普通の人間でも、何ちゅうの？ギャンブル依存症か？病気あるやん。アルコールでもある。アルコール中毒かな？やっぱり、〔酒やギャンブルを〕やるやつはやると思うよ。…しっかりした人間はしっかりした人間で、〔ちゃんと〕やとるでね。結局、会社と同じだわ。1人悪いと全部悪いになっちゃうわ。

周りの生活保護受給者からコーヒーや酒をたかられた経験をもつ修二さんは、さらに明確に「不心得なやつら」に対する不満を口にする。

いや、〔報道は〕半分当たるとるからね。ギャンブルやったり。そういう面では、きちんとやってる人にしてみたら、何も言えんわね。当たるとるだけに。そういうギャンブルやるとか、そういう不心得なやつらがあって、たまったもんじゃねえもん、こっちも。

「一部の悪いやつ」や「不心得なやつら」に対する否定的な語りは、ある意味で生活保護への

バッシング言説に同調しているように見える。こうして、彼・彼女たちは再びスティグマ付与の主体になっていく。このことは、先に見たような、自らが自らにスティグマを付与する構造が再生産される過程ともいえる。前述のように、生活保護受給者のスティグマは、時間の経過と仲間の存在によって軽減される可能性があるようだった。しかし、バッシング言説によって、過ぎた時間が巻き戻され、仲間が分断され、そしてスティグマが再付与されていくのではないだろうか。

#### 文献

- Baumberg Geiger, Ben (2016) The stigma of claiming benefits: a quantitative study. *Journal of Social Policy* 45 (2), 181-199.
- Elliott, Marta (1996) Impact of work, family, and welfare receipt on women's self-esteem in young adulthood. *Social Psychology Quarterly*, 80-95.
- 古川孝順 (2004) 『社会福祉学の方法－アイデンティティの探求』有斐閣.
- Goffman, Erving (1963) *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall. (=2003, 石黒毅訳『スティグマの社会学－烙印を押されたアイデンティティ (改訂版)』せりか書房).
- 岩田正美 (1995) 『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房.
- 岩田正美 (2000) 『ホームレス／現代社会／福祉国家－「生きていく場所」をめぐる』明石書店.
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除－参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- 岩田正美 (2016) 『社会福祉のトポス－社会福祉の新たな解釈を求めて』有斐閣.
- 金子充 (2017) 『入門貧困論－ささえあう／たすけあう社会をつくるために』明石書店.
- Kiely, Kim M. and Butterworth, Peter (2013) Social disadvantage and individual vulnerability: A longitudinal investigation of welfare receipt and mental health in Australia. *Australian & New Zealand Journal of Psychiatry* 47 (7), 654-666.
- Lister, Ruth (2004) *Poverty*, Polity Press. (=2011, 松本伊智朗監訳・立木勝訳『貧困とはなにか－概念・言説・ポリティクス』明石書店).
- 水島宏明 (2012) 「マスコミによる生活保護報道の問題点」生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング』明石書店, 68-76.
- 長野県民主医療機関連合会 (2017) 『すべての人が等しく尊重される社会のために－「生活保護受給者の生活実態調査2016」報告』.
- 西尾祐吾 (1994) 『貧困・スティグマ・公的扶助－社会福祉の原点をさぐる』相川書房.
- 岡部卓 (1990) 「公的扶助における受給者側の意識に関する一考察－生活保護実施過程を通して」『ソーシャルワーク研究』16 (3), 179-188.
- Paugam, Serge (2005) *Les forms élémentaires de la pauvreté*, Presses Universitaires de France. (=2016, 河野英二・中條健志訳『貧困の基本携帯－社会的紐帯の社会学』新泉社).
- Pinker, Robert (1971) *Social Theory and Social Policy*, Heineman Educational. (=1985, 岡田藤太郎・柏野健三訳『社会福祉学原論』黎明書房).
- 清水浩一 (1986) 「公的扶助意識の相克性に関する研究－意識調査を手がかりとして」『会津短期大学学報』43, 297-312.
- 清水浩一 (1997) 「貧困・依存のスティグマと公的扶助」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣, 165-179.
- Simmel, Georg (1908) *SOZIOLOGIE. Unter suchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, Duncker & Humblot. (=1994, 居安正訳『社会学 (下巻)』白水社).
- Spicker, Paul (1984) *Stigma and Social Welfare*, Croom Helm. (=1987, 西尾祐吾訳『スティグマと社



- 会福祉』誠信書房).
- Stuber, Jennifer and Schlesinger, Mark (2006) Sources of stigma for means-tested government programs. *Social Science & Medicine* 63 (4), 933-945.
- 高木博史 (2014) 「社会福祉士は貧困問題にどう向き合うのかー 2013 年生活保護受給者の生活実態調査から」『長野大学紀要』35 (3), 47-59.
- 谷山牧ほか (2018) 「就労支援を受ける生活困窮者の就労意欲に影響を与える健康特性の構造の明確化」『日本看護科学会誌』38, 263-273.
- Titmuss, Richard M. (1968) *Commitment to Welfare*, George Allen and Unwin. (=1971, 三浦文夫監訳『社会福祉と社会保障ー新しい福祉をめざして』東京大学出版会).
- 山田壮志郎 (2017) 「生活保護とソーシャルアクション：大衆誌報道に見る生活保護への価値意識」『社会福祉研究』129, 42-49.
- 山田壮志郎編 (2020) 『ホームレス経験者が地域で定着できる条件は何かーパネル調査からみた生活困窮者支援の課題』ミネルヴァ書房.
- 吉永純 (2015) 『生活保護「改革」と生存権の保障ー基準引下げ, 法改正, 生活困窮者自立支援法』明石書店.
- 渡辺拓也 (2009) 「生活保護受給者の就労実態ー元野宿生活者の生活誌をもとに」『市大社会学』10, 17-33.